

動物愛護管理法改正へ向けて

資料集 ③

実験動物シリーズ (その3)

条例に基づく動物実験施設の実態把握 —兵庫県を実例として—

資料集「動物愛護管理法の改正へ向けて・実験動物シリーズ」の3冊目は、兵庫県をとりあげました。

現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」は、動物取扱業の範囲から動物実験施設を除外していますが、兵庫県には全国で唯一、動物実験施設に対して届出の義務を課す条例が存在します。

この非常に先駆的な実例について詳しく知ることによって、今後どのように動物実験施設への公的な監視を行う仕組みを構築していくべきなのか、議論を進めることができるのではないかと考え、私たちは兵庫県及び兵庫県内の4市に対し、関連する文書の情報公開請求を行いました。

その結果得た文書の内容をまとめたのが、この資料集です。

動物実験施設に届出等の義務を課し、自治体が施設の所在・概要等を把握することは不可能なことではなく、むしろ動物の福祉と住民の安心・安全にとって必要不可欠であることを知ることができるのではないかと思います。

2011年8月30日

NPO法人 地球生物会議 (ALIVE)
動物実験廃止・全国ネットワーク (AVA-net)

目次

条例に基づく実験動物施設の実態把握―兵庫県を事例として―	5
開示文書の概略	5
動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）	6
動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（抜粋）	7
様式第7号 実験動物の飼養（保管）届出書	8
様式第8号 実験動物の飼養（保管）届出事項変更届	9
様式第9号 実験動物の飼養（保管）廃止届	10
様式第10号 実験動物の飼養（保管）届出済証	11
兵庫県内の動物実験施設一覧 ～自治体別～	12
兵庫県内の動物実験施設一覧 ～施設区分別～	14
兵庫県内の動物実験施設 事業内容一覧	16
兵庫県内の動物実験施設 動物種別飼養数一覧	18
神戸大学 実験動物の飼養（保管）届出一覧	20
飼養の方法	21
兵庫医科大学 飼養保管施設設置許可申請書記載内容一覧	22
神戸市 実験動物飼養・保管施設調査票	24
まとめ	29
参考：条例での実験動物施設の届出制について	31

条例に基づく実験動物施設の実態把握 —兵庫県を事例として—

情報公開文書によるまとめ

動物実験施設への立入制度は、私たち一般市民が長い間国に対して求めてきたにも関わらず、未だ実現していません。しかし全国で唯一、兵庫県には実験動物施設の届出制を定めた条例があります。

三度目の動物愛護法の改正へ向けた議論が進行する今、この貴重な取り組みを長年継続している兵庫県の届出制度について詳細を知ることが重要と考え、県及び県内で届出業務を所管する4市に対し、情報開示請求を行いました。以下は開示された文書のまとめです。

開示文書の概略

■開示請求先

兵庫県、神戸市、西宮市、尼崎市、姫路市の5カ所。

■開示点数

開示された件数は以下の通り。

＜兵庫県＞	21 件	＜神戸市＞	32 件	＜西宮市＞	7 件
＜尼崎市＞	1 件	＜姫路市＞	4 件		

■開示された文書

開示された文書は以下の通り。

- ・「動物取扱業・実験動物の飼養（保管）届出書」
- ・「動物取扱業・実験動物の飼養（保管）届出事項変更届」
（神戸市は「届書（動物取扱業・実験動物の飼養（保管）届出事項変更、廃止）」）
- ・「管理責任者設置（変更）届」
- ・立入調査に関する記録（兵庫県は「動物取扱業・実験動物施設立入調査票」、神戸市は複数の様式有）
- ・各書類への添付書類 など

■各文書の項目

様式第7号～8号（8～9ページ）を参照。

■非開示部分

基本的な情報は全て開示された。個人情報の保護と、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する目的で非開示とされた部分は、以下の通り。

- ＜兵庫県＞ 代表者印影、代表者の生年月日、添付された定款にある役員の住所、添付された図面の設計者氏名、管理責任者の氏名・住所・生年月日・経験年数
- ＜神戸市＞ 届出者の生年月日・辞令、管理責任者の住所・生年月日・経験年数、図面設計者氏名、取引先企業名、図面設計会社名
- ＜西宮市＞ 法人の印影、法人代表者ならびに管理責任者の生年月日、管理責任者の住所
- ＜尼崎市＞ 個人情報
- ＜姫路市＞ 届出者生年月日、管理責任者住所・氏名・生年月日・経験年数、印影

(参考)

動物の愛護及び管理に関する条例

最終改正：平成 18 年 3 月 24 日条例第 18 号

※関連する部分は以下の通り。

第 3 節 実験動物の飼養又は保管の届出等

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第 25 条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特定動物のみを飼養し、又は保管する場合
- (2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 29 条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもののにおいて実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (3) 農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する動物検疫所において検査等のために実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (4) 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設において獣医師が診療のために実験動物を保管する場合
- (5) 実験動物を輸送する者が輸送のために当該実験動物を県内において 3 日を超えないで保管する場合

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 実験動物の種類及び数
- (3) 施設の所在地及び設置場所
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、第 2 項各号に掲げる事項（実験動物の数を除く。）に変更があったときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第 1 項の規定による届出をした者は、実験動物の飼養又は保管を廃止したときは、その日から 7 日以内にその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(届出済証)

第 26 条 知事は、前条第 1 項の規定による届出を受理したときは、規則で定める届出済証を交付するものとする。

(中略)

第 6 章 罰則

(罰則)

第 39 条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(中略)

(3) 第 25 条第 1 項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 25 条第 4 項の規定による届出（氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものを除く。以下この号において同じ。）を怠り、又は虚偽の届出をした者

(参考)

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

最終改正：平成 18 年 5 月 31 日規則第 59 号

※関連する部分は以下の通り。

(実験動物)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める動物は、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、うさぎ、猿、ねずみ、鶏、あひる及びがちょう（これらの動物のうち、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究、畜産に関する育種改良又は動物の生態の観察を行うために飼養し、又は保管するものを除く。）とする。

(実験動物の飼養又は保管の届出書)

第 13 条 条例第 25 条第 2 項の届出書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

2 条例第 25 条第 2 項第 5 号の規則で定める事項は、飼養又は保管の方法とする。

(実験動物の飼養又は保管の変更の届出)

第 14 条 条例第 25 条第 4 項の規定による届出は、実験動物の飼養（保管）届出事項変更届（様式第 8 号）により行わなければならない。

(実験動物の飼養又は保管の廃止の届出)

第 15 条 条例第 25 条第 5 項の規定による届出は、実験動物の飼養（保管）廃止届（様式第 9 号）により行わなければならない。

(実験動物の飼養又は保管の届出済証)

第 16 条 条例第 26 条の規則で定める届出済証の様式は、様式第 10 号のとおりとする。

※様式第 7 号～第 10 号については、8～11 ページを参照のこと。

実験動物の飼養（保管）届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 年 月 日生
— 番

実験動物	種 類	数
施設の構造及び規模		
飼養（保管）の方法		

注1 該当事項は、○で囲んでください。

2 次の書類及び図面を添付してください。

- (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- (2) 施設の設置場所付近の見取図
- (3) 施設の構造及び規模を示す図面（平面図及び立面図）

一部改正〔平成18年規則59号〕

実験動物の飼養（保管）届出事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

届出済証交付年月 日		年 月 日	届出済証番 号	第 号
事 項		変 更 前	変 更 後	
届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
実験動物の種類				
施設の所在地及び設置場所				

注1 該当事項について記載してください。

2 次の書類及び図面を添付してください。

(1) 届出済証

(2) 施設の設置場所又は構造及び規模の変更の場合は、変更状況を明らかにした図

面

一部改正〔平成18年規則59号〕

実験動物の飼養（保管）廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

届出済証交付年月 日	年 月 日
	第 号
廃止年月 日	年 月 日

注1 実験動物を譲渡するときは、その譲渡先を記入してください。

2 届出済証を添付してください。

一部改正〔平成18年規則59号〕

第 号

実験動物の飼養（保管）届出済証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

動物の愛護及び管理に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり実験動物の飼養（保管）の届出がなされたことを証します。

年 月 日

兵庫県知事

施設の所在地	
実験動物の種類	

一部改正〔平成12年規則104号・18年59号〕

■兵庫県内の動物実験施設一覧 ～自治体別～

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	学校名、施設名、旧名称等	施設区分	変更届	立入の記録
兵庫県	1			私立大学	無	無
	2			民間企業	有	有
	3			民間企業	有	有
	4			私立大学	無	無
	5			民間企業	有	有
	6			民間企業	有	有
	7			民間企業	有	無
	8			民間企業	有	有
	9			民間企業	有	無
	10			民間企業	有	無
	11			民間企業	有	有
	12			民間企業	有	無
	13			民間企業	有	無
	14			民間企業	無	無
	15			民間企業	有	有
	16			民間企業	有	有
	17			民間企業	有	無
	18			民間企業	有	無
	19			民間企業	有	有
	20			財団法人	有	無
	21			民間企業	有	有
神戸市	1			私立大学	無	不明
	2			私立大学	無	有①
	3			私立大学	有	不明
	4			市立研究所	有	不明
	5			国立大学	有	有
	6			民間企業	有	有
	7			民間企業	有	有
	8			民間企業	有	有①②
	9			独立行政法人	有	有①
	10			国立大学	有	有①
	11			民間企業	無	有①
	12			民間企業	有	有①
	13			独立行政法人	有	有①
	14			私立大学	有	有①
	15			民間企業	無	有①
	16			民間企業	無	有①

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	学校名、施設名、旧名称等	施設区分	変更届	立入の記録
神戸市	17			私立大学	無	有①
	18			民間企業	有	有①
	19			県立研究所	有	不明
	20			市立検査機関	有	不明
	21			私立大学	有	有
	22			国立大学	有	有
	23			民間企業	有	不明
	24			私立大学	有	不明
	25			民間企業	有	不明
	26			市立大学	有	不明
	27			民間企業	無	有
	28			民間企業	無	有②
	29			民間企業	無	有③
	30			民間企業	無	有③
	31			民間企業	無	有③
	32			民間企業	無	有③
西宮市	1			私立大学	有	無
	2			私立大学	有	無
	3			私立大学	有	無
	4			民間企業	有	無
	5			私立大学	無	無
	6			私立大学	無	無
	7			特定非営利活動法人	無	無
尼崎市	1			独立行政法人	有	無
姫路市	1			民間企業	無	無
	2			民間企業	無	無
	3			民間企業	有	無
	4			私立大学	有	無

※通し番号と施設区分は、開示書類に記載されているわけではなく、当会で便宜的にふったもの。

※順番は、開示された順。

■兵庫県 届出件数等

自治体名	届出件数	変更届有	立入調査有	立入調査票有	調査票備考
兵庫県	21	18	10	10	但し、ほとんどはチェック欄が空欄。
神戸市	32	20	23	①11 ②2 ③4	①「神戸市 実験動物飼養・保管施設調査票」添付(24ページ～参照) ②「実験動物の飼養(保管)施設調査票」添付 ③「動物取扱業の構造及び施設の概要(共通基準)」添付
西宮市	7	4	0	—	
尼崎市	1	1	0	—	
姫路市	4	2	0	—	
計	65	45	33	26※	※実数。2種類の立入調査票が添付されている法人があるため、合計とは一致しない。

■兵庫県内の動物実験施設一覧 ～施設区分別～

施設区分		自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)
大学	国立大学	神戸市	5	
			10	
			22	
	市立大学	神戸市	26	
	私立大学	兵庫県	1	
			4	
		神戸市	1	
			2	
			3	
			14	
			17	
			21	
			24	
		西宮市	1	
			2	
			3	
			5	
			6	
		姫路市	4	
研究機関等	独立行政法人	神戸市	9	
			13	
		尼崎市	1	
	県立研究所	神戸市	19	
	市立研究所	神戸市	4	
	市立検査機関	神戸市	20	
民間法人	民間企業	兵庫県	2	
			3	
			5	
			6	
			7	
			8	
			9	
			10	
			11	
			12	
			13	
			14	
			15	
			16	
			17	
			18	
			19	
			21	

施設区分		自治体	自治体 別通し 番号	届出者(法人名)
民間法人	企業	神戸市	6	
			7	
			8	
			11	
			12	
			15	
			16	
			18	
			23	
			25	
			27	
			28	
			29	
			30	
			31	
			32	
		西宮市	4	
		姫路市	1	
			2	
			3	
	財団法人	兵庫県	20	
	特定非営利活動法人	西宮市	7	

※通し番号と施設区分は、開示書類に記載されているわけではなく、当会で便宜的にふったもの。

■兵庫県 施設区分別届出数

施設区分	届出数		比率
民間企業	38		58.5%
私立大学	15	19	29.2%
国立大学	3		
市立大学	1		
独立行政法人	3		4.6%
県立研究所	1		1.5%
市立研究所	1		1.5%
市立検査機関	1		1.5%
財団法人	1		1.5%
特定非営利活動法人	1		1.5%
計	65		100.0%

■兵庫県内の動物実験施設 事業内容一覧

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	動物実験受託	実験動物生産	実験動物飼育管理	医薬品	医療機器・材料	医薬部外品	化粧品	化学薬品・原料等	毒物・劇物	殺虫剤・農薬・肥料	食品・食品添加物	栄養食品	飲料	動物用医薬品	飼料	基礎研究・教育	試験・検査等	その他
兵庫県	1																	○		
	2		○	○																
	3					○			○	○										
	4																	○		
	5					○				○			○	○	○					
	6					○	○			○		○	○			○	○			
	7					○		○				○			○		○			
	8					○	○	○				○				○				
	9					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
	10					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
	11					○	○			○		○	○			○				
	12		○	○	○			○					○	○	○					
	13					○	○					○	○			○	○			*1
	14																	○		
	15					○	○			○		○	○			○				
	16					*2	○						○	○						
	17					○	○	○	○			○	○		○	○				
	18					○	○	○	○	○	○	○	○			○				
	19					○				○		○	○		○					
	20																	○		
	21					○	○	○					○							
神戸市	1																	○		
	2																	○		
	3																	○		
	4																			
	5																	○		
	6					○		○					○							
	7					○	○	○	○				○	○	○					
	8		○	○		○	○	○			○						○			*3
	9																	○		
	10																	○		
	11																			
	12																			
	13																	○		
	14																	○		
	15		○			○	○	○		○	○		○	○						
	16		○		○											○	○		○	

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	動物実験受託	実験動物生産	実験動物飼育管理	医薬品	医療機器・材料	医薬部外品	化粧品	化学薬品・原料等	毒物・劇物	殺虫剤・農薬・肥料	食品・食品添加物	栄養食品	飲料	動物用医薬品	飼料	基礎研究・教育	試験・検査等	その他
神戸市	17																	○		
	18					○		○								○				
	19																			
	20																		○	
	21																	○		
	22																	○		
	23					○	○	○	○	○				○		○				
	24																	○		
	25					○	○	○	○	○			○			○				
	26																	○		
	27					○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
	28		○															○		
	29					○	○	○		○	○	○							○	
	30					○		○	○			○	○		○	○	○			
	31					○	○	○	○	○			○			○				
	32					○	○	○	○	○			○			○				
西宮市	1																	○		
	2																	○		
	3																	○		
	4																			
	5																	○		
	6																	○		
	7																	○		
尼崎市	1																	○		
姫路市	1												○							
	2								○								○			
	3					○	○	○	○			○	○			○				
	4																	○		
		計	6	3	2	28	21	21	14	16	7	14	24	6	9	18	10	25	4	2

事業内容は添付書類(定款、寄付行為等)に記載されている内容を参照とした。

開示書類から事業内容がわからないものは全て空欄としたが、大学については書類がない場合も全て「基礎研究・教育」とした。

医療機器・材料はリハビリ・介護・健康用品等を含む。飲料は酒類を含む。飼料はペットフードを含む。

*1:愛玩動物販売 *2:漢方薬とその原料 *3:動物実験用機器類

■兵庫県内の動物実験施設 動物種別飼養数一覧

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	動物種別の数 ※数が不明な動物は△とし、合計数には含めない											備考	
			マウス	ラット	ハムスター	モルモット	ウサギ	イヌ	ネコ	ニワトリ	フタ	サル	その他		計
兵庫県	1		ネズミ:1500				4						1,504	ネズミ内訳不明	
	2		△	△			△	△	△		△		△		
	3		1,884	2,148		48	48	36				16		4,180	
	4		30	30			30							90	各種30匹以内
	5		400	400										800	最大飼養数
	6		100	10			18		16	50				194	最大飼養数 ニワトリはヒヨコ 含
	7		420											420	
	8		ネズミ:100						23					123	ネズミ内訳不明
	9		2,000	2,000		1,000	150	20				4		5,174	
	10		1,200	100		200	300							1,800	
	11		200 (1000)	120 (792)		0 (100)	15 (72)	12 (12)		50				397 (1976)	数字は収容数、 ()内は最大収 容数、ニワトリと ウズラの計が50
	12		1,000											1,000	最大飼養数
	13		5		10	5	10	10	10	5				55	
	14		50											50	
	15									500			500	1,000	その他はウズラ
	16							32			△			32	
	17		5,000	2,500		1,500	1,000	12			12			10,024	
	18		100	40									160	300	その他内訳: クマネズミ(80) ドブネズミ(80)
	19		△	14										14	最大飼養数
	20		525	320	30	30	27	12	6		6		6	962	その他はヤギ。 フタ、ヤギは最 大数
	21		△	△		△	12							12	
神戸市	1	50				6							56		
	2		24										24		
	3	9,135	3,450		79	15							12,679		
	4	60	20	20	20	20							140		
	5	1,510	590		100	80						850	3,130	その他内訳: カエル(250) アメフラシ(100) メダカ(500)	
	6	60											60		
	7	80	15	15	32	14							156	最大飼養数	
	8	5,000		△	△	△						△	5,000	その他は スナネズミ△ スナクス△	
	9	50,000							△			△	50,000	その他は フィンチ類△ ヤモリ△ ヘビ△	
	10	12,000	1,908		96	378	39		6	8		4	14,439	その他はヤギ	
	11									56			56		
	12	3,000	200										3,200	最大飼養数	
	13	8,500				33				12	60		8,605	サル内訳: マカク(20) マーモセット (40)	

自治体	自治体別通し番号	届出者(法人名)	動物種別の数 ※数が不明な動物は△とし、合計数には含めない											計	備考
			マウス	ラット	ハムスター	モルモット	ウサギ	イヌ	ネコ	ニワトリ	フタ	サル	その他		
神戸市	14		△	△	△	△	△							△	ケージ数で記載
	15		300											300	
	16		48	△		△	16							64	
	17		40											40	
	18		2,600	1,050		50	24	38						3,762	
	19		150			3	12			7			2	174	その他はガチョウ
	20		200											200	最大飼養数
	21		300											300	
	22		300		△	△	△							300	
	23		2,000	3,500		200	590							6,290	
	24		1,200	400		30	10							1,640	
	25		350	250		30	30							660	
	26		30	30										60	
	27		50											50	
	28		100											100	最大飼養数
	29		500	60			15							575	
	30		400	100	50	80	5							635	
	31		1,600											1,600	
	32					200	12							212	
西宮市	1		△	△		△								△	
	2		150	150			12							312	
	3		300	△									△	300	その他は、デンショバト△デグー△
	4		90						8					98	
	5		1,800	174										1,974	最大飼養数
	6		4,000	1,000		80	40							5,120	最大飼養数
	7		20											20	最大飼養数
尼崎市	1		100	50			9							159	
姫路市	1		1,000											1,000	最大飼養数
	2							7						7	
	3		800	800		400	57		15					2,072	
	4		1,974	796		40	12							2,822	
		計	54,081	22,249	125	4,223	3,004	218	78	618	94	80	1,522	156,522	※

※動物種別の合計は内訳不明分を含まないので、動物種別の計を合計しても総計には一致しない。

大学 実験動物の飼養（保管）届出一覧

実験動物の飼養（保管）届出一覧

平成22年1月現在

施設名	棟名	責任者名	種類・数	備考
		施設長 南 康博 教授	マウス 12,000, ラット1,908 ウサギ 378, モルモット 96 イヌ 39, ヤギ 4, ニワトリ 6, ミニブタ 8	

(参考)

平成21年12月31日にて廃止となった動物飼育室

実験動物の飼養（保管）届出一覧

平成21年4月現在

施設名	棟名	責任者名	種類・数	備考
			マウス 200～230匹 ラット 50匹 ゼブラフィッシュ 1,000匹	
			マウス 30～100匹 ラット 20～160匹	
			マウス 100～500匹	
			マウス 100～1,000匹 マウス 100～1,000匹 マウス 20～100匹	
			マウス 10匹 ラット 10匹 ウサギ 4羽	
			マウス 10～20匹 ラット 10～20匹	
			マウス 100～1000匹	
			ラット 20～40匹 マウス 10～20匹	
			マウス 100～200匹 ウサギ 10匹	
			マウス 12,000, ラット1,908 ウサギ 378, モルモット 96 イヌ 39, ヤギ 4, ニワトリ 6, ミニブタ 8	

飼養の方法

1. ゲツ歯類 (マウス・ラット類 (ラット・ハムスター・スナネズミ))

- 飼育ケージ : ポリサルファン製ケージ, 床敷としてカンナクズを使用
 マウス用 : D240×W170×H120mm
 ラット類用 : D400×W350×H180mm
 収容匹数 : 1~5 匹 (動物の大きさによって変更)
 給餌 : 週 2 回必要量与え, 毎日残量を確認し, 必要に応じて追加
 飼料は実験動物専用飼料である日本クレア社製 CE-2 を使用
 給水 : 給水瓶を使用して給水 (給水瓶は週 2 回交換)
 ケージ交換 : 週 2 回以上オートクレーブで滅菌したケージに交換
 汚物処理 : 週 2 回以上実施
 飼育室の消毒 : 毎日実施 (弱酸性次亜塩素酸水を使用)

2. ウサギ・モルモット

- 飼育ケージ : ステンレス製ケージ, 床網を使用
 ウサギ用 : D600×W550×H450mm
 モルモット用 : D450×W320×H210mm
 収容匹数 : ウサギ…1 匹/1 ケージ
 モルモット…1~4 匹/1 ケージ (動物の大きさによって変更)
 給餌 : 実験用動物専用飼料である CR-3 (ウサギ用)
 あるいは CG-7 (モルモット用) を毎日給与
 給水 : 自動給水
 ケージ交換 : 月 2 回オートクレーブ滅菌したケージに交換
 汚物処理 : 毎日処理
 飼育室の消毒 : 毎日実施 (弱酸性次亜塩素酸水もしくは次亜塩素酸ナトリウム液を使用)

3. イヌ

- 飼育ケージ : ステンレス製ケージ, 床網 (樹脂コーティング) を使用
 (D1100×W1000×H1830mm)
 給餌 : 実験用動物専用飼料である日本クレア社製 CD-5M を毎日給与
 給水 : 毎日給水
 ケージ洗浄 : 毎日実施
 汚物処理 : 毎日処理
 飼育室の消毒 : 毎日実施 (次亜塩素酸ナトリウム液を使用)

4. ブタ

- 飼育ケージ : ステンレス製ケージ, 床網 (樹脂コーティング) を使用
 (D1100×W2000×H1830mm)
 給餌 : 実験用動物専用飼料である M-16 (もしくは他社ブタ専用
 飼料) を毎日給与
 給水 : 毎日給水
 ケージ洗浄 : 毎日実施
 汚物処理 : 毎日処理
 飼育室の消毒 : 毎日実施 (次亜塩素酸ナトリウム液を使用)

* 現在ブタの飼育無し

大学 飼養保管施設設置許可申請書記載内容一覧

所属	1. 飼養保管施設の名称	2. 施設の管理体制							3. 施設の概要	
		施設管理者	飼養保管責任者			飼養者			空調設備	飼養保管する実験動物種
			職名	職名	関連資格	経験年数	関連資格	関連資格		
		教授	教授	医師	10年	教授	医師	25年	温度制御、換気回数4.16回/時間 部屋に臭気がこもらないために、脱臭効果の強いチップを使用するとともに、チップ交換を2回/週以上行う	マウス
		教授	准教授	薬剤師	12年(申請施設において、19年(動物実験経験年数))	講師	薬剤師	8年(申請施設において、15年(動物実験経験年数))	湿度(45-60%)、温度(21-26℃)、換気回数(8回/h)	マウス、モルモット、ラット
		教授	講師	医学博士	8年	助教、実験補助	薬剤師	7年、2年	湿度(40-60%)、温度(21-26℃)、換気回数(20回/h)	ラット、マウス
		教授	助教	薬剤師	13年	動物飼育管理	実験動物技術師2級	13年	エアコンによる温度制御、低湿度時は加湿器にて調節 換気回数 飼育室2:10回、飼育室3:10回	マウス
		教授	助教	薬剤師	13年	実験補助	飼養者講習会受講済(H19.11.21)	3年	エアコンによる温度制御、低湿度時は加湿器にて調節。 クリーンラックよりヘパ、活性炭フィルターを通して室外へ排気。 換気回数: 部屋として2回、クリーンラック内75回	マウス、ラット
		教授	助教	薬剤師	13年	動物飼育管理	実験動物技術師2級	13年	エアコンによる温度制御、低湿度時は加湿器にて調節。	マウス
		教授	教授	医師	30年	講師	医学博士	10年	温室度制御、照明コントロール、換気風量11回/h	マウス、ラット
		教授	准教授	医師	6年	准教授	医師	6年	専用吸排気(換気回数:12回/h)、室内陰圧設定	マウス
		教授	講師	医学博士	23年	講師	薬学博士・薬剤師	22年	天井埋め込みエアコンによる温度制御と加湿器による湿度管理 換気回数: 毎時約17回	遺伝子改変マウスおよび野生型マウス、ラット
		教授	教授	医師	15年	技術員 実験補助 助教	- 薬剤師	30年 19年 9年	温室度自動制御、換気回数11回/h	ラット
		教授	講師	医師/医学博士	9年	(別資料に添付とあるが、開示資料には添付されていない)			改修予定	ラット、マウス

※建物の構造欄は、全ての申請で鉄筋コンクリート造。

※オートクレープ等のメーカー名、型番等は割愛した。

3. 施設の概要				4.特記事項
飼養保管設備	逸走防止策	衛生設備	臭気・騒音・廃棄物等による 周辺への悪影響防止策	
ケージ: 日本クレアCL-0104-2 幅225×奥行338×高さ140mm 最大収容数:3匹/ケージ ラック仕様: 日本クレア セーフティラック(5段)、本体CL-5443、 プロワーユニット(ビルトイン)CL-5451	飼育施設・実験室の施設あり、前室あり、窓なし、排水溝なし、飼育施設・実験室並びに前室に高さ60cmのネズミ返しあり	飼育機材は滅菌後、7号館動物実験施設で洗浄	脱臭フィルター・HEPAフィルターを介して外部に強制排気	遺伝子組換え実験安全委員会に承認確認済 感染実験 (<i>Helicobacter pylori</i> (ピロリ菌)、 <i>Bifidobacterium longum</i> (ビフィズス菌))
37×22×15(マウス) 33×28×18(ラット) 40×30×26(モルモット) 最大収容数: マウス(30-40g)のみの場合200匹程度	前室あり、窓封鎖、排水口・換気口に金網設置、ネズミ返し(60cm)設置	流し台(前室)	ケージ交換回数(3回/週)、前室有り、専用空調設備より排気	
17×27×13cm(中ケージ) 22×38×20cm(大ケージ) 最大収容数: マウス(30-40g)のみの場合300匹程度	前室あり、窓封鎖、排水口・換気口に金網設置、ネズミ返し(60cm)設置	流し台(前室)	専用空調設備あり、排気に活性炭フィルター装備	
ケージ: 日本クレア マウスTPX(172×240×129)、グリーンS-TPX(213×324×131) ラック: 夏目製作所 KN-637(B)(6列×6段または7列×6段) 最大収容数: 5匹または10匹/ケージ×36個または42個/ラック×5台×2部屋(402ケージ)	前室有、窓や排水口の封鎖、ネズミ返し(45cm)	使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する	排気は建物屋上より拡散。騒音の出る装置は設置していない。使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する。 その他: 照明はタイマーにより明暗調節	エーテル麻酔時のため、局所排気用ダクトファンユニット(アズワン)を設置 遺伝子組換え実験委員会よりP1Aとして承認済み
ケージ: 日本クレア マウスTPX(172×240×129) ラック: 日本クレア セーフティラック1台 最大収容数: 5匹/ケージ×30個/ラック1台	セパレート式飼育ラック、窓や排水口の封鎖、ネズミ返し(60cm)	使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する。	マウス飼育ラックの排気はHEPAフィルター及び活性炭フィルターを通して排出される。使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する。 その他: 照明はタイマーにより明暗調節。	エーテル麻酔時のため、ドラフトを設置 遺伝子組換え実験委員会よりP1Aとして申請中
ケージ: 日本クレア マウスTPX(172×240×129) ラック: セオービット マウスB.B.H.Sユニット4台 最大収容数: 5匹/ケージ×35個/ラック4台	セパレート式飼育ラック、前室有、窓や排水口の封鎖、ネズミ返し(45cm)	使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する。	マウス飼育ラックの排気は消音機付きのフィルターユニット(セオービット)のHEPAフィルターを通して排気する。使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄、滅菌する。 その他: 照明はタイマーにより明暗調節	エーテル麻酔時のため、局所排気用ダクトファンユニット(アズワン)を設置 遺伝子組換え実験委員会よりP1Aとして承認済み
本学動物実験施設使用の貸し出しケージ 最大収容数: M size 130個	ケージの施設、前室(有)、二重ドア、ネズミ返し(有)	ラック、床等の洗浄・消毒 次亜塩素酸ナトリウム溶液を適量入れ使用 飼育ケージ、給水瓶の洗浄・消毒 本学動物実験施設においての洗浄・消毒	臭気においては換気風量11回/hと基準を守っており、またダクトを通じて屋上に出るようになっている。騒音・廃棄物は特に出ない。	特になし
ネガティブラックCL-5423 (1310W×580D×1550H) 最大収容数: 飼育ケージ(小)25個(125匹)	扉付きラック内でのケージの保管およびネズミ返し(45cm)	オートクレーブ	飼養室および飼育ケージ内の専用吸排気、分別廃棄	飼養保管施設内のオートクレーブ設置(病原体等を扱うため) 動物飼育用ネガティブラック設置(病原体等を扱うため)
クレア社製飼育ケージCL-0103-2(182×260×128mm)、およびCL-0104-2(225×338×140) 最大収容数: 約1000匹	各入口にネズミ返し(60cm高)、前室あり、窓なし、排水口密閉済み	汚物処理用オートクレーブ(特注品、KS-323をベースに内部の配管をすべてステンレスに変更)	飼養施設全体が陰圧の設定になっており、施設外への臭気漏れはない。また、動物飼養施設、実験室とも頑丈な扉を配置していること、および比較的広い前室を配置したことにより、施設外への騒音の心配はない。 廃棄物については、オートクレーブを施設内に完備し、感染症廃棄物あるいは汚物については施設内で滅菌処理後に排出しており、周辺への悪影響はない。	本施設は、平成20年1月にP2A適合改修工事を施工し、規格については、関連した法律および条例に謳われているP2A基準をクリアするものである。P2A基準により、バイオハザード対応安全キャビネット、およびオートクレーブを完備しており、化学的危険物、病原体および組換え体の使用にあたっては支障のない設備を有する。
大ケージ(22×38×20cm) 最大収容数: 189匹	入口の施設、前室あり、窓と排水口の封鎖、ネズミ返し(60cm、ラット、取り外し可)	洗浄等は実験室の設備を使用	床敷の交換(週3回)、廃棄物は施設内で密封ののち廃棄する。飼養の際には騒音発生はない。臭気については空調機による換気に対応可能である。	特になし
40×25×18cm(ラット)、 30×13×20cm(マウス) 最大収容数: 65ケージ(最大230匹)	ネズミ返し(高さ60cm)の設置、窓の封鎖	流し台	排気に活性炭フィルターを設置予定 使用済ケージは7号館動物実験施設にて洗浄する。分別廃棄	なし

■神戸市 実験動物飼養・保管施設調査票（１）

通し 番号	法人名称	施設	回答日	立入日 ()内は 届出書裏面 の記載	取扱動物種	動物の健康及び安全保持		
						給餌給水		
						飼料室	動物種ごとの方法	記録
2			-	(H22.11.29)	ラット	無 (蓋付き 容器)	一般飼料、給餌常時、給水常時	-
8			-	H20.2.13	マウス ラット ハムスター モルモット	有	専用飼料、給餌常時、給水常時	無
10			H22.2.10	H22.3.9	マウス ラット ウサギ イヌ 現在飼育なし： モルモット、他 の小型げっ歯 類、ブタ、ヤギ	有	マウス： 固形飼料、給餌常時、給水常時 ラット： 固形飼料、給餌常時、給水常時 ウサギ： 固形飼料、給餌1日1回、給水常時 イヌ： 固形飼料、給餌1日1回、給水1日3回	有
			-	(H20.10.29)	(届出に同じ)	有	給水1日3回、目視確認	-
11			H20.2.7	H20.2.25	ブタ (40頭前後。 14頭／部屋) 入荷→予備飼 育7日→実験 に供与1日～6 カ月	有 (冷凍)	ペレット、給餌1日1回800g、給水常時	有
12			H18.12.19	(H18.12.19)	マウス ラット	無 (蓋付き 容器)	ペレット、給餌常時、給水常時	有
13			H19.1.12	(H19.1.12)	マウス ラット ウサギ ミニブタ マーモセット アカゲザル カニクイザル	有	マウス、ラット： 給餌常時、給水常時 その他： ペレット、給餌1日1回、給水常時	有
14			H20.6.5	(H20.8.5)	マウス ラット ハムスター モルモット ウサギ	有	給餌常時、自動給水、 ウサギとモルモットは自動洗浄	有
15			-	(H20.11.12)	マウス ラット	有 (一部冷 凍保管)	ペレット、給餌常時、給水常時	-
16			H21.3.31	H21.3.31	ウサギ マウス	無 (蓋付き 容器)	給餌常時、給水常時	有
17			H21.8.5	(H21.8.5)	マウス	-	ペレット、給餌常時、給水常時	有
18			H22.7.30	(H22.8.24)	マウス ラット ウサギ モルモット イヌ	有	マウス、ラット： GRL-1、給餌常時、給水常時 ウサギ、モルモット： LRC-4、給餌常時、給水常時 イヌ： DS-A、給餌1日1回、給水常時	有

動物の健康及び安全保持									
健康管理					検疫				教育訓練
個体識別	健康状態 確認方法	確認 の 記録	疾病動物の 処置	ワクチン 接種	隔離期間を設け ての健康状態確 認	隔離施設	記録※	健康状態の 確認方法	
可能 (尾への マーキング)	視診、触診	-	安楽死措置 (アバーチン(トリフ ロモエタノールによ る過麻酔)	無	有	無	有	視診、触診	実地習得
可能 (ケージ管理)	目視 (週1回以上)	有	必要に応じて治療 、安楽死措置 (CO2)	無	有	有 (ケージ)	有	目視、必要に応じ て微生物検査	マニュアル、 講習会参加、 勉強会、 実地習得、 資格制度
可能 (ウサギ、イヌ： 個体番号の記入 マウス、ラット： 耳パンチ)	外見所見・行動・ 摂餌状況の観察 、体重測定	有	必要に応じて治療 、安楽死措置	有 (イヌの 狂犬病)	有 (5～56日) 56日は遺伝子組 換えノックアウト マウス等	有	有	外見所見・行動・ 摂餌状況の観察、 体重測定	マニュアル、 講習会参加(年2 回)、 実地習得、 資格制度、 その他(DVDを見 てレポート提出)
-	-	-	-	-	有 (7日)	有	-	-	-
可能 (耳介にフェルトペン 等で記載)	目視	有	安楽死措置 獣医常駐1人、でき る範囲で治療	無 (搬入前)	有 (7～10日)	無	有	目視	講習会参加、 勉強会、 実地習得
可能 (耳カット、首輪)	目視、微生物検査 (月1回)、解剖時	有	安楽死措置	無	-	-	有	- (■により担保)	マニュアル、 勉強会(週1)
可能 (マウス、ラット： イヤーパンチ・ 色素 ウサギ、ミニプタ： イヤーパンチ・ 入墨 サル： 入墨(個体番号付 与))	1日1回の観察	有	安楽死措置 (原則) ※感染症罹患(疑 念)動物について は1F回復室に隔離	無	有 (7日。業者で検 疫済の個体は隔 離せず。マカク： 法定検疫、マー モセット：赤痢、 サルモネラ。回 復室で他の動物 と混在しないよう にする)	有	有	目視	講習会参加、 勉強会、 実地習得、 資格制度
可能 (ケージ管理)	目視	有	安楽死措置	無	無	無	有	特定業者より搬入 、適宜モニタリン グ動物を検査	マニュアル、 講習会参加 (学内)
可能 (ケージ管理)	目視	無	安楽死措置	無	無	無	有	外視	講習会参加、 年1回程度訓練
可能 (マジックで耳に記 入)	目視	-	■返却	無	有 (3日)	有	有	目視	マニュアル、 実地習得
可能 (実験前はケージ管 理、イヤーパンチ)	目視	有	安楽死措置	-	有 (半日)	無	有	目視	講習会参加(実験 動物委員会が実 施)、 実地習得
可能 (マーキング法、 マイクロチップ法、 カード法)	肉眼または触診 による症状観察	有	安楽死措置	有 (イヌ 混合)	有 (げっ歯類5日、 ウサギ14日、 イヌ28日)	無 (海外輸入げっ 歯類等には検 疫室有)	有	症状観察、 体重測定	講習会参加、 勉強会、 実地習得

※入手先、飼育履歴、搬入日、健康状態等の記録

■神戸市 実験動物飼養・保管施設調査票（２）

法人名称	生活環境の保全						危害等の防止
	洗浄消毒			汚物処理	死体処理		施設設備
	器具・設備	定期的な清掃・消毒	消毒方法	密封容器の使用	保管	処分	管理・保守点検の記録
	有	有	消毒用エタノール	有	実験室内 冷凍庫	業者引き取り	-
	有	有	実験室内:エタノール、次亜塩 飼育室:搬入時に塩化ベンザルコニウム	有	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	弱酸性次亜塩素酸水、アルコール 濃度:50ppm、70-80% 清拭、噴霧 毎日、60秒ごと	有	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	弱酸性電解水	有	冷凍庫	業者引き取り	-
	有	有	マイクロクリン、マイクロカット 濃度:5% 噴霧、拭き掃除(モップ掛)	有 (冷凍庫 保管)	冷凍庫	業者引き取り (毎日~10日 間隔)	有
	有	有	ソフト酸化水、イソプロ、アルコール 噴霧	有	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	70%アルコール (噴霧/搬入器材等外面)、 二酸化塩素 (噴霧/輸送箱等外面)、 オスバン (浸漬、清拭、噴霧/機材、壁床等)、 次亜塩酸ナトリウム (浸漬、清拭、噴霧/機材、壁床等)、 ガス・蒸気滅菌、紫外線、ホルマリン燻蒸 (感染症発生時等)	有	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	塩素、ヨウ素、ベンザルコニウム ローテーションで使用	有 専門業者 →焼却	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	エタノール、ウェルパス	有 (毎日 回収)	冷凍庫	業者引き取り (月1回収)	-
	有	有	次亜塩素酸 希釈液をケージ等にかける、週1回	有	冷凍庫	業者引き取り	有
	有	有	エタノール 70% 洗浄後使用 週1回	有	一般ゴミとして処分 (年10数匹)		無
	有	有	次亜塩素酸ナトリウム 240ppm 拭きとり 床1日1回、ラック他週2回	有	冷凍庫	業者引き取り	有

危害等の防止										危害等の防止
従事者の健康管理				連絡体制	立入制限	危機管理			動物由来感染症	
清掃時のマスク・手袋着用	定期的な健康診断	医療機関との連携	ワクチン接種	管理者・実験実施者・飼養者間の連絡体制		逸走マニュアル	捕獲用具	緊急事態時の対応マニュアル	知識習得	保健所等との連絡体制
有	有	-	無	文書回覧	有	有	無	有	実地習得	有
有	有 (年1回)	無	無	文書回覧、 定期的な会議	有	有	無	有 (警備会社 契約有)	マニュアル、 講習会参加、 勉強会、 資格制度	有
有	有	有	無 (検査済の実験動物を 専用飼育施設内で飼育)	文書回覧、 定期的な会議、 e-mail、電話	有	有	有	有	マニュアル、 講習会参加、 実地習得、 資格制度	有
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有	有	無	無	毎朝のミーティング	有	無 (脱出防止対策:閉鎖空間 でトラック出し。 実験使用時は 麻酔下でケージより出す)	無	有 (その他 対応有)	講習会参加、 勉強会、 実地習得	無
有	有	無 (検診HPで 相談可能)	無	-	有	有	有	有 (警備会社 契約有)	マニュアル、 勉強会	無
有	有	有	無 血清保存 有	文書回覧、 Wボード掲示	有	有	有	有 (警備会社 契約有)	講習会参加、 勉強会、 実地習得、 資格制度	有
有	有 (年1回)	-	無	定期的な会議	有 (IC・随 時記録)	有	- (兵庫 医大より 流用)	無	講習会参加	-
有	-	-	-	-	有	有	-	有	訓練	-
-	有 (年1回)	無	-	定期的な会議	有	無	無	無	-	有
有	有 (年1回)	無	無	定期的な会議 (ゼミ)	有 (IC)	有	有 (網)	有	講習会参加 (実験動物委員 会)	-
有	有	有	無	文書回覧、 定期的な会議	有	有	無	有	講習会参加、 勉強会、 実地習得、 資格制度	無 (今後 検討)

■神戸市 実験動物飼養・保管施設調査票（3）

法人名称	記録の適正化	その他			備考
	現在作成している台帳	実験動物委員会	機関内規程	情報公開実施	
	実験動物搬入申込書、入室登録名簿、ラット検収検疫記録、動物管理簿	設置予定（外部2名学内3名）	有	今後公開予定（インターネット）	
	動物搬入・検疫記録、動物飼育管理記録、従事者健康管理、研修等受講記録（4半期に1回）、動愛法対応記録（実験申請書、安楽殺記録等）、カルタヘナ法対応記録	有（ラボ間で5名）	有	無（外部査察（日本実験動物協会）受け入れ、開示）	施設調査票も添付有：P2取扱施設、実験室の貸し出し業務、ラット・マウスの仕入先 国内2社、輸入実験中の安楽死処置はネプタール、全採血（麻酔下）
	動物受け入れ記録・検収検疫簿、飼育管理記録簿、繁殖記録簿、屍体処理記録簿、飼料等受払い簿、麻薬、向精神薬等使用記録簿、利用者入室・使用記録、退室記録、特殊実験室使用記録簿	有	有	有（インターネット、ホームページの更新）	安楽死処置法：イヌ（ネプタール静注）マウス、ラット（ネプタール腹腔内投与）など イヌ、ウサギの入荷先：（京都市）イヌは山口市、ウサギは長野県にファーム
	-	-	-	-	届出変更時の立入。裏面開示なし？
	飼育室作業記録（飼育室内清掃、消毒含）、機器使用記録、動物受け入れ、検疫記録、清掃消毒記録（飼育室以外）、従事者健康管理記録、動物処理記録（死体搬出）	有	無	無	スタッフ現7名（獣医含）資格取得を推奨
	-	有	有	無	
	動物購入申込書・記録簿、物品搬入記録、汚物等引き渡し伝票、飼料栄養分析表、飼料コンタミネント（微量有害物質分析表）、飼料微生物検査成績・飼料使用記録、水道局検査成績、ラック水道水分析結果、モニタリング検査結果、環境管理記録・測定記録、消毒薬等管理表、動物入荷リスト、検収・検疫記録、機器点検記録、施設消毒記録、殺菌灯・アクアフィルター交換記録、飼育管理記録	有	有	その他（現在検討中）	
	-	有	有	無（インターネットを予定）	動物実験センター運営委員会（メンバーは、施設長、管理者、各学部の教員1名ずつ）
	-	有	有	無	
	清掃・消毒記録、動物の飼育記録（清掃、給餌、給水、健康状態、搬入日など）、環境の記録（温度、湿度）	検討中	策定予定	無	
	マウス健康管理簿（清掃、給餌、給水）、マウス導入・使用等管理簿	有	有	有（インターネット、年1回年度末）	
	現在整備中 飼育管理作業日誌、環境測定記録書、飼料、床敷入出記録、オートクレーブ使用・点検書、その他	有	有	有（報告書、年1回程度）	

まとめ

●届出法人について

実験動物の飼養（保管）について届出をしている 65 法人のうち、35 法人が民間企業（株式会社もしくは有限会社）、19 法人が大学（国立、公立、市立）でした（14～15 ページ参照）。他は、独立行政法人の研究機関、県立・市立の研究機関・検査機関、財団法人等です。NPO 法人からの届出もあり、動物実験施設の設置主体は多種多様であることがわかります。

●立入調査について

西宮市、尼崎市、姫路市には立入の記録は存在せず、立入調査は行われていないようです。

兵庫県に関しては、「動物取扱業・実験動物施設立入調査票」が存在しますが、立入の記録が記入されているものは 21 法人中 10 法人にとどまりました。また、調査票の内容は○×形式で、立入が行われている場合でも、全てが空欄であるか、もしくは○ばかりであるかのいずれかでした。

神戸市では、全ての施設で届出書の「調査意見」欄等に記入がありましたが、実地調査を行った上での意見かどうか不明なものが 32 法人中 9 法人ありました。実地調査が行われていたことが明らかな法人のうち、「実験動物飼養・保管施設調査票」が添付されていたのは 11 法人です。ほかには「動物取扱業の構造及び設備の概要（共通基準）」の添付が 4 法人、「実験動物の飼養（保管）施設調査表」が 2 法人と、複数の書式が存在しました。

「動物取扱業の構造及び設備の概要（共通基準）」は実験動物に特化した内容ではなく、「実験動物の飼養（保管）施設調査表」も簡素な表であったため、本資料集では、「実験動物飼養・保管施設調査票」の内容のみ、24～28 ページに掲載しています。条例で定められた届出制なので、やはりこの程度の管理状況等の聞き取りは全ての施設に対して行うべきです。

●事業分野について

16 ページに届出法人の事業一覧を載せました。届出書に添付されていた定款、現在事項全部証明書等に記載されている事業内容のうち、動物実験に関連していると思われるものを一覧にしたものです。必ずしもこれらの事業のために各法人が動物実験を行っているかどうかはわかりませんが、大学・研究所等の基礎研究・教育分野以外でもっとも多かったのは医薬品で、次いで食品、医療機器、医薬部外品などが上位となっています。

また、事業内容が不明の法人は 5 つでした。各施設が何のために動物実験を行っているかも、概略を把握する必要があるでしょう。

●実験動物の数について

届出書には取扱う実験動物の種類と数を記入する欄がありますが、変更届には数を記入する欄が設けられていないため、変更届が出た後の数が把握できなくなっています。18～19 ページの表で不明（△印）となっている欄は、多くがこの事情によります。行政が動物実験施設の監視を行う上で飼育数の把握は重要な点であり、これは改善すべき問題です。

また、企業によっては、マウス・ラット等の区別をせず「ねずみ」等の記載をしている場合があります。これも、正確に種別を把握するべきです。

●個別の届出内容について

個別の施設の状況については、本資料集では、 大学と 大学をとりあげました。20～23 ページに両大学の飼養状況の概略を掲載しています。実際には、他にも飼養施設・設備の図面等が添付されています。

届出には飼養施設の平面図・立面図の添付と、飼養（保管）方法の記入が求められており、これらの大学だけではなく民間企業も全て、このルールに従っています。

●さいごに

施設一覧をご覧いただければわかる通り、兵庫県内には有名企業の研究所も数多く存在します。これらの企業が移転もせず業界内での地位を保っている事実は、動物実験施設の届出制が業務に支障をきたすものではないことを明確に示しているのではないのでしょうか。

ただし、兵庫県が条例で実験動物の飼養についても届出制としている理由は、主には公衆衛生の観点からとなっています。(右ページ資料参照)

この条例が制定されたのは平成5年(1993年)であり、旧動管法のもと、動物行政から動物実験施設への犬猫の払い下げが行われていた時代でした。その後同法は、平成11年(1999年)に動物愛護法として改正され、平成17年(2005年)の再改正において動物実験の3Rs規定が設けられました。

公衆衛生上の理由、すなわち動物の管理の側面からも動物実験施設については何らかの規制が必要ではありますが、動物愛護法が実験動物福祉を担っていくことが明確にされている現在、そこから一步進んで、動物福祉のために実験動物の飼育・管理状況の把握ができる法制度が必要となっています。

近代以降、日本が西洋科学を必死になって学んできた、その当の欧米では、動物保護の観点から動物実験を監督する法制度が構築され、今も世論によって改正が続けられています。日本のみが実験動物を適正に取扱うための法制度を取り入れないのでは、国際社会にも説明が付きません。

兵庫県の届出制は日本でもっとも先端をいく制度ではありますが、国が政策として進める際には、実験動物福祉の観点を含めた制度の構築が必要となってくるでしょう。

しかし目的はどうあれ、日本国内にすでに動物愛護条例によって動物実験施設の把握に努めている自治体があることは、確かな事実です。変更届で実験動物の数の記入を求めているなど、改善を望む点もありますが、動物愛護法での登録制(もしくは届出制)の実現のために、モデルケースとなることは言うまでもありません。

資料2 兵庫県 動物実験施設の届出制

2005年2月23日

兵庫県 健康生活部 健康局
生活衛生課
動物衛生係
芝崎繁樹

条例での実験動物施設の届出制について

1 条例で届出制とした経緯

本県条例の目的は、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命・身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図る事にある。

これに基づき実験動物施設での人畜共通感染症対策を主に考慮した動物の適正な飼養・管理が必要と判断し、届出制度の創設を決定した。

届出施設に対する指導は、条例に規定している「実験動物の所有者等の遵守事項」を基に行なっており、実験内容の指導まで規定しているものではない。また、本県の条例では、「動物の譲渡」に関する規定を定めており、譲渡対象として大学等の研究機関への譲渡も可能な規定となっている。

これに基づき平成12年度まで研究機関への犬の譲渡を行なっていたが、その譲渡条件を遵守するため、指導を行なってきた経緯がある。

2 兵庫の現状

県内には、実験動物施設の数も約50件と少なく、何とも言えないが、管理責任者及び飼養・管理従事者のレベルも動物取扱業に比して非常に高く、施設面でも特に大きな問題も認められない。

また、現在は、実験動物として県（政令市）からの譲渡も無く、施設への指導も実験動物から従事者への人畜共通感染症対策に関する指導等が主な目的となっている。

3 意見

人畜共通感染症対策に関する指導等が主な目的となることから、動物愛護法で所管するものとは考えにくいと思われる。（国レベルでは、厚生労働省が所管する「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」がある）

以上